

■ うなぎ稚魚漁業の許可方針及び許可の基準についての意見公募結果

- ・意見公募期間（令和6年8月20日から9月8日まで）
- ・提出された意見数 1名から1件

No.	ご意見の概要	ご意見に対する回答
1	<p>【操業区域の見直しについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業者の高齢化や他漁業の収入が減少している。うなぎ稚魚漁業の操業区域を拡大させ、シラスウナギの漁獲量を増やすことで、漁師の収入を増やしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操業区域の変更にあっては、資源への影響及び漁業調整上の問題がないかなどを確認の上、検討することが必要となります。そのため、漁獲量を増やしたいという理由のみで、区域を変更することは適切ではないと考えます。うなぎ稚魚漁業は昨年度に許可漁業化したものであり、今後、複数年間のうなぎ資源、漁業調整、取締りの状況等を踏まえて、区域変更の是非を検討すべきものと考えております。 <p>なお、今回の許可方針の変更に当たっては、漁業取締りに支障がある一部の操業区域について区域の見直しを行っております。</p>